

産業厚生常任委員会資料

令和5年5月22日（月）

健康福祉部社会福祉課

障害者支援制度について

目次

1. 障害者支援制度について	1
(別添資料1) 障害福祉制度一覧	10
(別添資料2) 身体障害者障害程度等級表	12

障害者支援制度について



1

障害者とは？



2

障害者の定義

身体障害者：身体障害者福祉法別表（別添資料2）に掲げる身体上（視覚・聴覚・肢体・内部臓器など）の障害がある者

知的障害者：知的機能障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者

精神障害者：統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者

難病：発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする者

社会保障の手引き2023年版より抜粋

3

加東市の障害者手帳所持者

※2022年度（令和4年度）末

- ・身体障害者手帳（1～6級） 1,340名（18歳未満：23名）
- ・療育手帳（A・B1・B2） 394名（18歳未満：114名）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1～3級） 286名（18歳未満：1名）

手帳所持者総数（実人数）

1,937名

「障害者」
≠
「障害者手帳所持者」

4

障害者手帳別 所持者数の推移



5

障害福祉サービスについて

障害者総合支援法

自立支援給付

- ①介護給付
- ②訓練等給付
- ③補装具費の支給
- ④自立支援医療

地域生活支援事業

- ⑤日常生活用具の給付
- ⑥移動支援、日中一時支援
- ⑦意思疎通支援 など

児童福祉法

- ⑧障害児通所支援
- ⑨障害児入所支援



6

自立支援給付

①介護給付

訪問系サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 同行援護
- ・ 短期入所 など



日中活動系サービス

- ・ 生活介護
- ・ 療養介護



居住系サービス

- ・ 施設入所支援



7

②訓練等給付

日中活動系サービス

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）

など



居住系サービス

- ・ 共同生活援助
（グループホーム）

など

8

③補装具

身体機能を補うための用具の購入費・修理費等を助成します。（事前申請が必要）

例) 車いす、補聴器、義肢・装具、白杖 など



④自立支援医療

障害の回復・軽減に必要な医療を、指定医療機関で受けられます。

自己負担：1割
（対象となる障害が概ね決まっています）

- ・更生医療（18歳以上）
- ・育成医療（18歳未満）
- ・精神通院医療

9

地域生活支援事業

⑤日常生活用具

障害者（児）の日常生活の利便を図るため、用具購入費用を助成します。（事前申請が必要）



⑥移動支援・日中一時支援

<移動支援>
屋外での移動が困難な方に対し、ヘルパーを派遣します。

<日中一時支援>
一時預かり

⑦意思疎通支援

手話通訳派遣事業
要約筆記者派遣事業



10

児童福祉法のサービス

⑧障害児通所支援

- ・ 児童発達支援（未就学児）
- ・ 医療型児童発達支援（未就学児）
→わかあゆ園
- ・ 放課後等デイサービス（就学児）
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援



⑨障害児入所支援

障害のある児童を施設入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識・技能を身につけるための支援をします。

11

障害福祉サービス利用の現状について

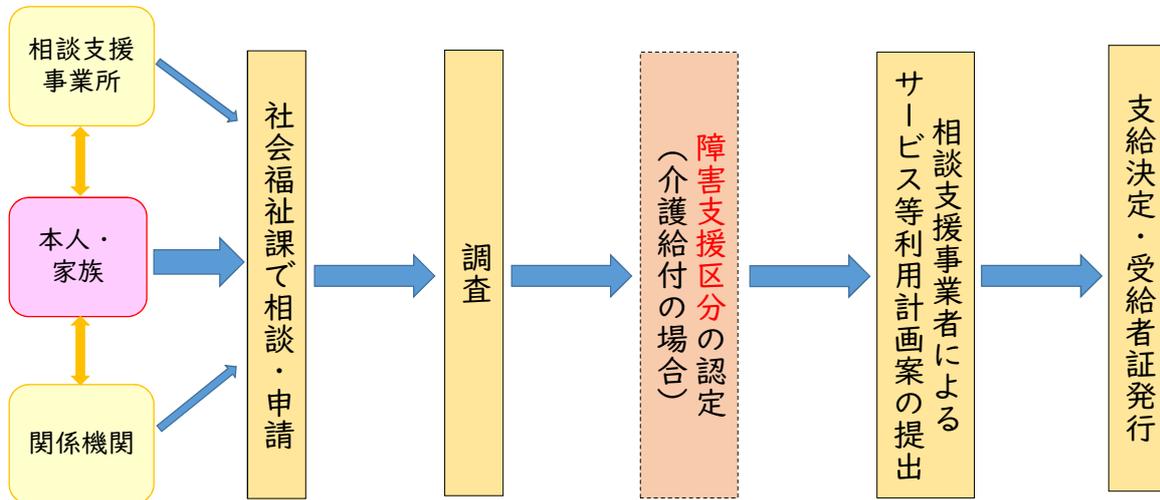
令和4年度実績

サービスの種類	利用数【（ ）内は児童の利用数】	給付額
障害福祉サービス （①介護給付・②訓練等給付）	実327人（7人）	686,968,512円
③補装具費の支給	延85件（24件）	12,953,172円
④自立支援医療 （更生医療・育成医療）	実17人（0人）	19,593,411円
（精神通院医療）	実588人（7人）	
⑤日常生活用具の給付	延877件（57件）	8,479,003円
⑥移動支援、日中一時支援	移動支援 実17人（0人） 日中一時支援 実22人（10人）	10,198,957円
⑦意思疎通支援	延111件（0人）	515,401円
⑧障害児通所支援	実154人	146,787,189円

12

サービス利用の流れ

※障害福祉サービスを利用する場合、市が発行する受給者証が必要です



13

サービス利用例 その1

- 50代女性
- 身体障害者手帳所持
- 障害支援区分3
- 下半身麻痺のため車いす生活
- 自立した生活を送れているが、家の清掃等困難なことがあるため、居宅介護サービスを利用



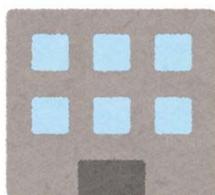
一軒家で一人暮らし

居宅介護（家事援助）

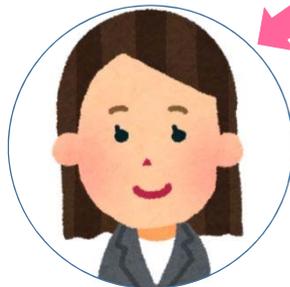


休日に家の清掃をヘルパーに委託

補装具の支給



平日の日中は会社に勤務

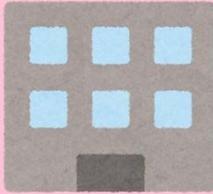


14

サービス利用例 その2

- 50代男性
- 療育手帳所持
- 障害支援区分4
- 数年前に介護者であった父が亡くなる。
- 共同生活援助・就労継続支援B型のサービスを利用し、支援を受けながら地域で自立した生活を送っている。

就労継続支援B型



平日の日中は事業所で就労



共同生活援助

グループホームで共同生活
支援員によるサポート

成年後見人



財産管理・身上監護



15

サービス利用例 その3

- 20代男性
- 身体障害者手帳所持
- 障害支援区分6
- 重度障害で寝たきり
- 複数の訪問系サービスを利用し、在宅で生活している。



自宅で家族と生活

居宅介護・訪問看護・訪問入浴



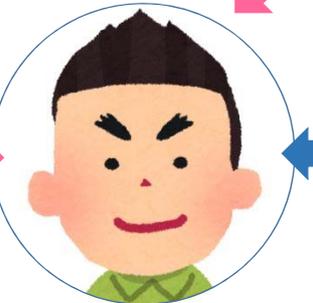
複数の訪問系サービスを利用
在宅生活を支援

生活介護



生活介護事業所で入浴等の支援

補装具・介護用品の支給



16

(加東市委託事業)
運営「社会福祉法人でんでん虫の会」

加東市障害者相談支援センター 「つむぎ」

障害のある方の相談に応じます。
どんな相談内容でも結構です。
費用はかかりません。

■利用できる方
加東市にお住まいの障害のある人
とご家族と関係者
(障害種別や年齢問わず)



にじいろROOM

月1回

精神障害の方の
居場所づくり

啓発講座

年2回

地域の方へ障害について
理解していただくための
講座を開催

在宅生活・介護支援等

◎障害者総合支援法による障害福祉サービス

【介護給付】

- ・居宅介護
- ・行動援護
- ・短期入所
- ・生活介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・療養介護
- ・施設入所支援

【訓練等給付】

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活援助(グループホーム)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助

【地域生活支援事業】

- ・移動支援
- ・日中一時支援

◎児童福祉法による障害児通所サービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

◎訪問入浴サービス

介護保険の対象とならない重度の身体障害者で、自宅での入浴が困難な方に、移動入浴車で訪問し入浴サービスを提供します。

◎訪問看護利用料助成制度

加東市の福祉医療費受給者証をお持ちの重度の身体障害者及び高齢期移行者の方が訪問看護を利用された場合に、自己負担額を助成します。

意思疎通支援事業

◎手話通訳派遣事業

聴覚障害者等と手話言語によるコミュニケーションを必要とするときに、事前申請により手話通訳者を派遣する制度です。

◎要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等が、通院や公的機関へ手続きなどのために外出するときに、事前申請により要約筆記者(筆談による通訳)を派遣する制度です。

減免・割引制度

◎税の軽減

- ・所得税
- ・市民税
- ・事業税(重度の視覚障害者)
- ・相続税
- ・贈与税
- ・マル優

- ・自動車税
(障害の等級や運転の状況により、減免割合が異なります)
- ・軽自動車税
※自動車税・軽自動車税に関わらず、障害者1人につき1台減免可能

◎交通運賃の割引

- ・JR、私鉄運賃 ※身体・療育手帳のみ
- ・バス運賃 ※身体・療育手帳のみ
- ・国内航空運賃
- ・汽船運賃
- ・タクシー運賃 ※身体・療育手帳のみ
- ・福祉タクシー制度(タクシー券) ※所得制限あり
→重度障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級)の方に年間15,000円分を交付

◎有料道路通行料の割引

身体障害者手帳または療育手帳を所持する方が、自らまたは介護者が運転して有料道路を通行する場合、通行料金が半額になります。事前に申請が必要です。第2種の障害者手帳をお持ちの方は、本人が運転する場合のみ適用されます。

◎NHK受信料の減免

【全額免除】

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する方の属する世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

- 契約者が世帯主で、
- ①視覚または聴覚障害の身体障害者手帳を所持する場合
 - ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する場合

◎身体障害者自動車改造費・自動車運転免許取得費の助成 ※所得制限あり

身体障害者が運転・所有する自動車の操行装置・駆動装置を改造する必要がある場合、改造費を助成します。また、身体障害者が自動車運転免許を新規に取得された場合、その費用を助成します(どちらも限度額10万円)。

医療

※所得課税状況により、負担上限額が変わったり制度に該当しない場合もあります。

◎重度障害者医療費の助成 【保険医療課】

重度障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）の方を対象に、医療機関を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

◎自立支援医療（更生医療・育成医療） 【社会福祉課】

生活上の便宜を増すために障害を軽くすることや、機能を回復することを目的とした医療を指定医療機関で受けられます。自己負担は原則1割で、月の上限額が定められています。
対象となる医療の例 人工関節置換術、人工透析療法、抗免疫療法など

◎自立支援医療（精神通院） 【社会福祉課】

精神疾患で医療機関へ通院されている方は、申請することで医療費の自己負担が軽減されます。自己負担は原則1割で、月の上限額が定められています。

◎指定難病・小児慢性特定疾病の医療費助成 【兵庫県加東健康福祉事務所】

難病等の治療には高額な医療費が必要なため、その医療費を公費で負担する制度があります。

補装具・日常生活用具

※労災、介護保険等の対象となる方は、その制度が優先されます。

◎補装具の購入・借受け・修理 【社会福祉課】

身体上の障害を補うための用具の購入・借受け・修理の費用を助成します。自己負担は原則1割で、事前の申請が必要です。

補装具の例

視覚障害者安全つえ、補聴器、車いす、歩行器、義肢・装具、座位保持装置など

◎日常生活用具の給付 【社会福祉課】

日常生活の利便をはかるため、必要な用具購入の費用を助成します。自己負担は原則1割で、事前の申請が必要です。

日常生活用具の例

電動ベッド、移動用リフト、入浴補助用具、電気式たん吸引器、視覚障害者用拡大読書器、ストマ用装具、紙おむつ、住宅改修など

年金・手当等

令和5年4月現在

◎年金

名称	受給資格者	所得制限	支給額	窓口
障害基礎年金 (国民年金)	精神または身体に障害がある20歳以上の方	有 ※20歳前 傷病	(1級)	保険医療課
			993,750円/年	
			(2級)	
			795,000円/年	
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者である間に生じた障害の状態が、1～3級のいずれかに該当する方	無	障害の程度により決定	明石年金事務所

◎手当等

名称	受給資格者	所得制限	支給額	窓口
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする20歳以上の方 ※施設入所・入院の要件あり	有	27,980円/月	社会福祉課
障害児福祉手当	常時特別の介護を必要とする20歳未満の方 ※施設入所の要件あり	有	15,220円/月	社会福祉課
重度心身障害者(児)介護手当	在宅の重度障害者(児)を介護している方 ※福祉サービス利用者を除く	有	100,000円/年	社会福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護している親または養育者 ※施設入所の要件あり	有	(1級)	福祉総務課
			53,700円/月	
			(2級)	
			35,760円/月	
加東市福祉年金	9月1日時点で、 ・加東市に引き続き1年以上居住している方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方、障害年金1・2級を受給している精神障害者	無	(1・2級、A・B1) 15,000円/年 (3・4級、B2) 8,000円/年 (5・6級) 5,000円/年	社会福祉課

(別添資料2)

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															